

豊田市総合計画審議会の運営について

1 審議会の所掌事務

- ・第9次豊田市総合計画の策定に関する事項

2 審議会委員の任期

- ・委嘱の日から、諮問事項に係る審議が終了するまでの期間
- ・策定終了予定は令和6年度末頃、会議は年に4回程度を予定

3 会議の招集

- ・会長が招集
- ・委員の半数以上の出席をもって成立
- ・委員にやむを得ない事情がある場合は、オンラインによる参加も可

4 審議会の運営

(1) 会議の公開

- ・原則公開
- ・ただし公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害されるなど、会議の目的が達成できなくなる可能性があるとして認められる場合は非公開
- ・公開、非公開は審議会において決定

(2) 会議録の公開

- ・委員名なしの要約表記とし、原則公開
- ・会議録は各委員の確認後、公開

(3) 会議資料の公開

- ・原則公開
- ・委員名簿については、名前、所属、役職は公開
- ・公開することにより支障が出るおそれのある場合は、審議会において公開、非公開を決定

5 運営の適正化

効率的かつ効果的な会議を開催するため、各委員には、会議を開催する概ね1月前には、次に掲げる事項について通知するほか、開催日の概ね1週間前には関係資料を送付

- ①会議の開催日時、②開催場所、③議題、④そのほか必要と認められる事項

6 その他会議のルール

- ・時間は概ね2時間程度（検討内容によっては、短縮又は超過する場合あり）
- ・会議において発言する場合は、（挙手のうえ）議長が指名した後に発言